

投票立会人募集要項

小松島市選挙管理委員会では、若い世代の有権者に、政治や選挙に対する関心を高めたいと、選挙をより身近に感じていただくことができる環境づくりの一環として、18歳・19歳、20歳代の方を対象に、選挙の投票所で公正に投票が行われるよう立ち会っていただく「投票立会人」を募集します。

1. 応募資格

市内在住で選挙権を有する(本市の選挙人名簿に登録されている)満18歳から29歳までの方

※特定の候補者の選挙運動等を積極的に行っている方はご遠慮ください。

2. 投票立会人の主な仕事内容

- ・投票所の開閉に立ち会うこと
- ・最初の投票の際に行う投票箱が空であることの確認に立ち会うこと
- ・投票する人が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの投票手続きが正しく行われているか立ち会うこと
- ・投票手続き全般について、投票管理者に協力し、必要に応じて意見を述べること
- ・投票時間終了後、投票箱の施錠に立ち会うこと
- ・投票録へ署名をすること
- ・開票所への投票箱の送致に立ち会うこと

※立会時間の中で、昼食等の休憩時間が適宜ありますが、投票時間中(休憩を含む)は投票所から外出することはできません。

3. 応募方法および選任方法

「投票立会人登録申込書」に必要事項をご記入のうえ、持参、郵送、FAXまたは電子メールのいずれかの方法で小松島市選挙管理委員会事務局(小松島市役所3階)までご提出ください。

受付日時	持参する場合は、閉庁日(土・日・祝日および12月29日から1月3日)を除く、午前8時30分から午後5時15分までの間
------	--

応募いただいた方は、こちらで要件を確認した後、投票立会人登録者名簿に登録させていただきます。(※応募者の年齢が30歳に達するか市外に転出する、もしくは辞退の申出を行うまで、原則、登録は継続となります。)

選挙が近くなりましたら、選挙管理委員会事務局から名簿登録者の方に従事の可否や投票所の希望等を確認し、調整のうえ、選任の決定をさせていただきます。

なお、登録者多数の場合や希望する投票所で同一の政党その他の政治団体に属する方が複数となる場合(公職選挙法第38条第4項の制限規定)など、条件によっては投票立会人に選任されないこともありますので、あらかじめご承知ください。

4. 立会(従事)場所・報酬等 当日投票所の投票立会人

立会日	投票日当日 (一般的に「日曜日」を投票日とすることが慣例とされています。)
立会時間	午前7時から午後8時まで (集合時間:午前6時40分) (散会時間:午後8時15分頃) ただし、選挙の種類や立会する投票所によっては、投票終了後、投票箱の送致のため、開票所まで同行していただく場合があります。
立会場所	市内19投票所のうちのいずれか
報酬	13,000円(規定の源泉所得税を控除します。) 交通費の支給はありません。
その他	昼食は個人負担、夕食は準備いたします。

※報酬は小松島市の「特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく額です。(改正等により変更となる場合があります。)

※報酬の支払いにあたり、債権者登録申請書と源泉徴収票作成のためのマイナンバーカードの写しなどの提出が必要となります。

5. その他

- ・登録のためご提出いただいた個人情報につきましては、厳重に管理し、選挙事務以外の目的以外には一切使用しません。
- ・投票立会人として正式に選任された場合には、病気や事故、その他やむを得ない理由がある場合を除いて、立会人を辞退することはできません(公職選挙法第38条第5項)。万が一、やむを得ない理由等に該当し、急遽立会できなくなった場合は、速やかに選挙管理委員会事務局にご連絡ください。
- ・正当な理由なく自己都合により投票立会人の義務を欠いたなど、投票立会人として不適格と認められる行為があった場合には、登録を取り消します。
- ・所属する政党等がある方(※登録程度で積極的な活動は行っていない方に限ります。実際に選挙運動等を行っている方はご遠慮ください。)は、登録申込書に記載してください。応募のあと、新たに政党等に所属した場合または異なる政党等に所属を変更した場合には、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

6. 応募期間

随時受付しておりますが、応募が選挙期日に近い場合は、直近の選挙は対象にならない場合があります。

7. 応募・問い合わせ先

〒773-8501 小松島市横須町1番1号 小松島市役所3階
小松島市選挙管理委員会事務局
TEL:32-3807 FAX:32-7011
E-mail:senkan@city.komatsushima.i-tokushima.jp